

平成30年第6回菊池市教育委員会会議録

日時 平成30年6月21日(木)午後1時30分

場所 本庁舎3階304会議室

出席者

教育委員長	松岡義博
委員長職務代理者	森智保美
教育委員	江藤継喜
教育委員	生田博隆
教育委員	芹川幸良子
教育長	原田和幸
教育部長	大山堅四郎
教育審議員	横手満
学校教育課長	木下徳幸
生涯学習課長	笹原猛
社会体育課長	吉田武
学校給食管理室長	竹村秀一
菊池市中央公民館長	山本美千代
菊池市中央図書館長	安永秀樹
学校教育課指導主事	久保敦嗣
学校教育課指導主事	上田浩一郎
泗水幼稚園長	井本かおる
学校教育課総務係長	磯田貴博

18名

日程

1. 開会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議案
 - 第18号 菊池市教育支援委員会条例施行規則の制定について
 - 第19号 菊池市社会教育委員の委嘱について
 - 第20号 工事請負契約の締結について
 - 第21号 菊池市奨学資金貸付条例の規定に基づく平成30年度奨学生の決定について
5. 報告案件
 - (1) いじめ・不登校について(学校教育課)
 - (2) NRT学力検査結果概要分析と本年度菊池市の学力向上対策について(学校教育課)
 - (3) 平成28年度(仲)第1号事件の仲裁判断の報告について(社会体育課)
 - (4) 学校における働き方改革に向けた取組への御理解と御協力について(学校教育課)
6. その他
7. (教育委員会各課からの事務連絡等)
 - ①行事予定等
 - ②その他 事務連絡

開会

松岡委員長 皆さん、こんにちは。

先ほど、原田教育長と少しお話をさせていただきました。原田教育長は、今日は、この委員会最後ということで、ほんとうに長い間、4年間、本当にお世話になりまして、ご指導いただきましたことを心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。

昨日、市長のほうから私のほうに、内定していただいた渡邊新教育長のお話をいただきました。新しい制度が7月からまたスタートするわけですが、私のこの教育委員長としての役も、今日が最後になります。

そして、今度7月の9日の日に、新教育長の辞令が出て、その後、教育委員長はなくなりますが、職務代理者という形で、教育長のもとで教育長のほうから新しく任命をしていただくということで、委員の中からお一人ということになるかと思えます。

1年間、議長という大役を仰せつかりながら、曲がりなりにもやらせていただきました。その中で、この1年間を振り返ってみて、痛切に感じるの、もちろんいじめ・不登校の問題とか学校の現場のこと、これはずっと頭の中にありました。しかし、最も大きかったのは、学校給食の現場での不祥事、このことに関しては、ずっと私の委員長としての生涯心に残る一つの課題ではなかったかなというふうに思います。

このことがどうして起こったのかというふうになりますと、皆さんほとんど、考え方、答えは見えているというふうに思いますが、一番大きなのは、伝達というか、ルールづくりといいましょうか、これが欠落していたんだというのは、その責任は私にあるというふうに思っております。

こういうことが今後発生しないように、気を引き締めて行きながら、新しい教育制度改革、総合教育会議に今度移行していきますので、またぜひ、皆様のご指導ご協力を切にお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、ただ今から平成30年度第6回菊池市教育委員会会議を開会いたします。

それでは、会議録の承認に移りたいと思います。

会議次第に従い、平成30年第4回及び第5回の会議録の承認についてを議題といたします。

教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、第4回及び第5回の会議録の記載事項について、異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

松岡委員長 それでは、会議録については承認をすることにいたします。

それでは、続きまして、教育長の報告に入らせていただきます。

それでは、原田教育長、報告をお願いいたします。

原田教育長 改めまして、皆様こんにちは。今、委員長のほうからもお話がありましたけれども、私の任期が7月7日まででございますので、一応、教育委員会議としては今日が最後ということになります。本当に、委員の皆様方をはじめ、事務局の皆さんにも大変お世話になりました。会の最後でご挨拶を少しさせていただきたいと思っておりますので、まずは教育長報告をさせていただきたいというふうに思います。

最後だけんといっはりきってしたわけでもないんですが、2～3日前から風邪をひいて、声が出ないんです。こんなガラガラ声で聞きづらいと思っておりますが、ご容赦願いたいと思っております。失礼ですが、座らせていただいて、報告をさせていただきます。

まず、動静についてでございます。

5月24日、社会を明るくする運動の推進委員会の理事会と青少年育成市民会議の理事会、庁舎等整備検討委員会が行われました。

5月25日に、教育部庁議。

5月26から27にかけて、全日本のマスターズレガッタ。1,000人規模の大会が無事に開かれました。

5月27日は、北小学校を除く市内の小学校の運動会。委員の皆様にも、大変お世話になりました。

5月28日、教科書選定審議会というのが県でありまして、それに参加をしました。

29日、防災の図上訓練、菊池地域人権同和教育連絡協議会の総会。それから、国公立幼稚園会の県北ブロック研究会、菊池市人権教育推進協議会学校教育部会の総会。

30日、地域未来塾の運営委員会。地域未来塾というのは、中学生を対象とした塾でございますが、今年は5校に拡大をしております。

5月31日、市幼保小中連絡協議会、防災会議、市の体育協会の評議員会。

6月1日、防犯協会の総会とスクールサポートの全体会議。

6月4日、議会の全員協議会がありましたので、管内教育長会議は横手教育審議員に出席をしてもらっております。市の特別支援連携協議会、この日から校長の期首面談を始めました。

6月5日、6日、8日、校長期首面談をやっております。

6月6日、泗水中の地域未来塾の開講式。

7日は、市自治公民館活動推進員の連絡協議会の定例会。

6月8日、市の臨時議会。

それから、6月9日、ほたるの里旭志の剣道大会、菊池高校の菊朋会の総会がありました。

12日、庁議、それから七城中学校の地域未来塾の開講式。

6月13日、社会を明るくする運動推進委員会の総会と菊池市青少年育成市民会議の総会がありました。それと、七城小学校のグラウンドの横に、新しく七城駐在所ができましたので、その落成式がございました。旭志中学校の地域未来塾の開講式も、同日行われております。

6月14日から15にかけて、県の人権教育の研究会の社会教育部会の宿泊研が、旭志の大迫教育集会所で開かれましたので、地元開催ということで、歓迎の挨拶に行ってきました。

6月15日、市の校長会議、それから行政改革推進本部会議、市の人権同和教育推進協議会の役員会。この日から6月29日まで、教科書展示会が、菊池市では隈府小学校で行われております。ご都合がつかれる方は、まだあっておりますので見に行っていたいただければと思います。

6月16日、交通安全子ども自転車大会。もっとたくさん出てもらいたかったんですが、参加は隈府小学校と泗水小学校、泗水東小学校、3校の2チームずつ、それと個人参加ということで、旭志小学校から3人参加をしておりました。隈府小学校が優勝で、県大会に行くということです。

6月18日、市の奨学金選考委員会。

19日は、市長の記者会見、市の人権同和教育推進協議会の総会、それから小学生の演劇教室。挨拶を依頼されておりましたが、会が重なりましたので、久保指導主事に出てもらいました。

そして本日、教育委員会議ということでございます。

次に、管内の教育長会議から主なものを報告させていただきます。

横手先生に出てもらっていますので、つけ加え等があれば、あとで横手先生のほうから出していただきたいと思います。

中島所長から、5月18日第1回のSSWの連絡協議会を開いたけれども、大変お世話になりましたということ。それから、教育事務所に挙がってくる情報として、気になる教職員がいろいろ挙がってきている。メンタルで休職した人が小学校で2名、中学校で5名。それから、講師の臨採で、やっぱりやっていけないということで退職した人やうつ病を発症した人、それから勤務時間への不満を持っている人あたりがいるとか、管外転入者のうつ病発症、主幹のパワハラ、指導力不足の教員、こういうのがいろいろ挙がってきているそうです。

学力につきましては、児童生徒は学びたいと思っているが、教員の授業準備や授業改善に当たっての意識まだが低いということで、県学力調査の意識調査の結果を繰り返し先生方に示して、意識の低さを自覚させ、意欲改善につなげてほしいということでございました。

次に、管理職の採用枠について、これはマル秘事項ですので、あまり外には言わないでください。平成31年度、校長は11名採用になるそうですが、もうすでに通っている人とかいろいろおりますので、今の現職から上がっていくのはほんの数名しかいないということです。教頭も11名、来年登載されるけど、すでに合格者等が多くいますので、残りはまた非常に少ないということです。しかしながら32年度は、非常に採用枠が広がるということで、この1～2年しっかり勉強をさせてほしいということでした。

管理主事のほうからは、6月中に市町の教育委員会のヒアリングを行う。所長と教育長、管理と教育審議員で行うということで、6月の末に設定をされております。

不祥事防止及び事故防止ということで、懲戒免職対象者は菊池市ではなかった。ただ、交通事故が2件起きているということです。

教職員の健康管理について、チェック表の活用をしてほしいということで、資料は後ろにつけております。それから、まだ補充できていない先生が6名おると。菊池にもまだ2人入ってないんですね。泗水東小と泗水小がまだ臨採が見つかっておりません。ですから、やがて3カ月経つのに、見つからないということで、8名の特別支援学級の子どもを、運営加配でもう1人ついて2人で教えるはずだったんだけど、これが1人来てないから、1人で見なくちゃいけないような状況もあっております。一生懸命、事務所も教育委員会も探しているんですが、臨採がないという非常に大変な事態になっております。

あと、今後、産休等で休まれる先生の代わりがまたいないということで、非常に頭が痛いというところです。

次に、教頭試験等で合格した人については、出産とか子育てとか介護等の理由による場合、合格したんだけど5年間は猶予できる、だから3年間だけ教頭になるのを遅らしかしてくださいというようなお願いができるというような制度ができたそうです。

あと、指導課長からは別紙概要版を事前にお配りしておりましたので、見ておいていただいているかと思いますが、私のほうからここに書いてある部分だけを説明したいと思います。

心配する事案が去年あたり、服薬の事件とかSNS等心配な事案が昨年あったということで、本年もとても気になるということ。あと、いじめ対応で万全の対策と対応をしてほしい。担任止まりの対応にはならないように、組織をあげた対応と、校長の指示のもとで動くようなことを心掛けてほしい。いつも複数の職員の目でチェックをするようにということがあっております。

「子どもの自殺予防」という冊子が出ております。それをもう1回確認してほしいということです。それから、TALKの原則。「T e l l」と「A s k」と「L i s t e n」と「K e e p s a f e」の頭の文字をとった、一人で抱え込まない、気になったら速やかに報告をするようにということがあっております。

あと、指導改善研修、これがなかなか出ません。やっぱりレッテルを張られたというような気持ちになりますので、なかなか挙がってきませんが、9月3日までに見込まれる者を報告してほしい、若い人ほど効果があるということで、若手で学級経営力とかが低い人あたりが、せつかく教員になったんだから、もっと力をつけるために1年間勉強してということで、ぜひ、該当者がいれば報告をしてほしいということでした。

あと、授業力向上を目指してということで、チェックシートの職員への配付をということです。

校内研修推進事業は、資料の後ろのほうにつけております。菊池からは結構手が挙がっております。魅力があるのかなとちょっと喜んでいるところです。

続きまして、今後の予定としまして、6月23日、菊池郡市の中体連の大会が行われます。私のほうは、市の総合体育館で行われる剣道大会の開会式に行くようになっております。

25日、庁議。

26日、市議会が開会されます。

29日、市議会予算決算常任委員会。

7月1日、社会を明るくする運動の出発式。

2日から4日にかけて、市議会の一般質問。

7月4日、菊池北中と南中の地域未来塾の開講式。

7月5日、管内教育長会議、それから市議会の常任委員会。なお、常任委員会は6日まで行われます。

7月7日、社会を明るくする運動の菊池市集会。

9日、臨時教育委員会議。

11日、市議会予算決算常任委員会。

13日、市議会の閉会。

14日、社会を明るくする運動の街頭啓発。

7月20日、新しい教育長のもとでの市の教育委員会議が開かれます。

以上、かいつまんでご報告させていただきました。

松岡委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの教育長の報告について、皆さん質疑はございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、ないようですので、教育長の報告はこれにて終わりにいたします。

続きまして、議事に入らせていただきます。

議案第18号「菊池市教育支援委員会条例施行規則の制定について」を議題といたします。

学校教育課から説明をお願いいたします。

木下学校教育課長 こんにちは。

それでは、議案書の1ページのほうをお開きいただきたいと思います。説明は座ってさせていただきます。

議案第18号「菊池市教育支援委員会条例施行規則の制定について」を説明したいと思います。

提案理由につきましては、運営に関し必要な事項を定める必要があるため、本規則を制定するものでございます。

それでは、2ページをご覧くださいと思います。施行規則のほうでございます。

第1条、こちらのほうに趣旨を記載しております。

それから、第2条が会議についてで、第1項では教育委員会が就学先等を決定するというようにしております。次に、第2項では、児童生徒の所属する校長は、保護者等の同意が得られるよう努めることとしております。第3項では、同意が得られない場合は、教育委員会に指示を仰ぐとしているところでございます。

第3条は、意見の聴取です。必要があると認めるときは、関係者を出席させ、説明または意見を求めることとしております。

それから、第4条です。守秘義務です。こちらにつきましては、委員及び出席した関係者は、職務上知り得た秘密、委員の情報、委員会に出席した関係者の情報、委員の発言や審議の状況、児童及び生徒の情報、その他個人情報となる資料等を漏らしてはならないとしております。その職を退いた後も、同様としているところでございます。

それから、第5条は会議の非公開です。委員会の会議は原則として非公開にしております。

第6条は委任です。この規定以外についての委員会の運営に必要な事項につきましては、委員長が委員会に諮って定めることとしております。

附則で、この規則は公布の日から施行するとしているところでございます。

以上が、菊池市教育支援委員会条例施行規則の制定についての説明でございます。

以上でございます。

松岡委員長 ただ今の説明について、皆さんからご意見ございませんでしょうか。

江藤委員。

江藤委員 私が理解しておりませんので、確認でお尋ねしますが、第2条第2項の「当該障がいのある児童」といいますのが、医師の診断とか、もしくは保護者または学校側の判断、最終的には教育委員会ということになっておりますけど、というようなことなんでしょうか。

「当該障がいのある児童」というのが、ちょっと理解不足ですね。

木下学校教育課長 障がいにつきましては、知的障がいもございませし、肢体障がい等もございませ。それから、聴覚障がいですとかいろんな障がいもございませけれども、その障がいを持たれた子どもさんの教育に関しまして、この教育支援委員会のほうでどういった取り扱いのほうが一番いいのかということを審議していきますときに、この委員会の中には医師も入ってまいりますし、特別支援教育に関して識見を有する者も入っております。それから、当然、学校その他の教育機関の職員、それから児童福祉施設等の職員も入っておりますので、そういった会議の中で、どういった処遇をしたらよいか、協議をしていくところでございませ。

松岡委員長 ほかにございませんでしょうか。
森職務代理者。

森職務代理者 この教育支援委員会というのは、これまでも毎年あつてますよね。今回、制定ということは、すみません、私は前、この委員会に入っていたんですけど、これまではなかったってことですか。
ちょっとそこが分からなかったです。

木下学校教育課長 実は、今、森職務代理のほうから言われましたとおりで、以前からずっと、この教育支援委員会というのは開いておりました。ご指摘のとおり、施行規則というのは作っておりませんでした。
なぜ、今回、施行規則をつくったかと申しますと、昨年度の会合の中で、実は、委員会の情報を外部に話されたという事案が発生しまして、それは困るということで言ったんですが、この委員会の条例の中に守秘義務が入っておりませんでしたので、今回、規則のほうをつくらせていただいて、特に第4条でございます、こちらのほうを重点的に作りたかったということで、今回、規則の制定をさせていただいたところでございます。

森職務代理者 分かりました。ありがとうございます。
今とても、色んな情報がだんだん多くなってきて、親御さんたちもとてもこういうのは敏感なので、守秘義務をきちっとしないと大変なことになるなと思います。

松岡委員長 それでは、ただ今の説明について、皆さんご意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、ないようですので、議案第18号は原案のとおり承認することに決めます。

それでは、次の議題に入ります。「菊池市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

議案第19号「菊池市社会教育委員の委嘱について」を議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習課、お願いいたします。

笹原生涯学習課長 生涯学習課でございます。

議案書3ページの議案第19号「菊池市社会教育委員の委嘱について」でございます。

社会教育委員を委嘱したいので、教育委員会のご意見を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、菊池市社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、退任に伴い、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

開けていただきまして、名簿を載せさせていただいております。

本来、社会教育委員の任務につきましては、平成29年、平成30年度の2カ年で委嘱をしているところでございますが、左側に「新」の字を記載させていただいている3名の方が、役職等の交代で、新たに承認をいただくものでございます。

1番の、市内小学校長の代表として森修一様、それからPTA連絡協議会の会長で大山博之様、それから区長協議会代表の後藤康俊様の委嘱を行いたいというものでございます。

よろしく願いいたします。

松岡委員長 それでは、ただ今の説明について、皆さん、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

松岡委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

議案第20号「工事請負契約の締結について」、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課、お願いします。

木下学校教育課長 それでは、5ページでございます。

議案第20号「工事請負契約の締結について」、ご説明を申し上げたいと思います。

提案理由でございますが、議会の議決を得る必要がございますので、教育委員会の承認を得るところでございます。

それでは、中身につきまして、ご説明をさせていただきます。

契約の目的でございますが、平成29年度泗水小学校大規模改造建築工事(第Ⅱ期工事)分にかかわるものでございます。

工事場所は、泗水町豊水地内となっております。

それから、契約の方法につきましては、条件付一般競争入札で行っております。

契約の金額は、1億6,768万800円です。

今回の契約の相手方につきましては、菊池市七城町砂田1470番地の1、美麗・八方建設工事共同企業体。代表者として、株式会社美麗建設工業、代表取締役、美麗晋也となっております。

契約の内容につきましては、以上でございます。

松岡委員長 それでは、皆さんからご質問をお受けいたします。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、私のほうから一つだけ。

3番の契約の方法、「条件付一般競争入札」。条件付というのは、どういうことでしょうか。

木下学校教育課長 今回の競争入札に参加するための条件でございますけれども、共同企業体の全ての構成員の条件といたしましては、菊池市に建設業法に基づく本店を有することというのを入れています。

また、2社による特定建設工事共同企業体の参加要件としましては、菊池市格付けA等級とされているものでございます。それから、共同企業体の構成員の満たすべき条件としましては、菊池市格付けがA等級とB等級の組み合わせということになっております。

それと、3社による特定建設工事共同企業体の場合には、A等級とB等級の組み合わせということに決まっております。

松岡委員長 ありがとうございます。

と言いますと、この工事請負契約の締結については、条件を満たしているということよろしいですか。

ほかに質問がございますれば、よろしいですか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、議案第20号は、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

松岡委員長 ありがとうございました。

それでは、第21号「菊池市奨学資金貸付条例に基づく平成30年度奨学生の決定について」を議題として、事務局から説明をお願いいたします。
学校教育課、お願いいたします。

木下学校教育課長 それでは、議案書6ページでございます。

議案第21号「菊池市奨学資金貸付条例の規定に基づく平成30年度奨学生の決定について」の議案でございます。

提案理由としましては、平成30年度菊池市奨学資金貸付認定者について、別紙案のとおり認定したいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

これにつきましては、平成30年度の菊池市奨学資金貸付者の認定につきまして、条例に基づき、選考委員会を設置することとしております。6月18日に開催をしたところでございます。本年度分として申請された方々の選考・審査のところを行ったところでございます。

この奨学資金貸付決定の判断基準としましては、選考委員会内部での内規がありまして、経済的理由が就学困難なものとしては、生活保護基準の1.7以下と定めております。しかし、近年の社会情勢に鑑みまして、運用として2.0以下の基準とし、また、教育振興基金の選考者は2.5までということで運用基準を確認した上で、決定をいただいたところでございます。

それでは、お手元のほうに、議案第21号の資料ということで、菊池市奨学資金奨学生選考結果一覧表のほうをお配りしているかと思えます。こちらのほうをご覧いただきたいと思えます。

本年度の申請申込者数は、私立高校が3名、それから私立専門学校3名、国公立大学3名、私立大学4名の合計13名でございます。

先ほど申し上げました、奨学資金貸付の選考基準で判断いたしますと、国公立大学のナンバー3番のところでございますこの方と、私立大学の2番、3番、4番の方につきましては、基準の2.0を超えていきますので、今回は非認定と決定をいたしましたところでございます。

また、奨学生以外に教育振興基金の選考基準で判断いたしますと、国公立大学のナンバー3、それから私立大学のナンバー4の方は、2.01から2.5以内の基準を超えておりますので、こちらのほうも非対象ということで決定をいたしております。

したがって、一覧表の一番下のほうに記載してあります菊池市奨学資金認定者は、私立高校が3名、専門学校3名、国公立大学2名、私立大学1名の合計9名となります。

次に、教育振興基金対象者は、私立大学2名となり、両方とも該当しません非認定者が2名ということで決定をいたしましたところでございます。

以上が、本年度の菊池市奨学生奨学資金選考委員会の結果としてご報告いたします。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

松岡委員長 ただ今の説明について、皆さんからご意見を求めます。ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、ご異議がないようですので、議案第21号は原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

松岡委員長 ありがとうございます。
それでは、第18号から21号までの議案、審議を終わらせていただきます。

木下学校教育課長 済いません。ただ今の21号の資料でございますが、こちらのほうは回収をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

松岡委員長 それでは、報告案件に移ります。
いじめ・不登校について、久保指導主事から報告をお願いいたします。

久保指導主事 それでは報告いたします。
お手元に、いじめ・不登校の報告案件資料をご用意ください。着座のまま、報告を始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
では、報告資料の1ページをご覧ください。
5月の不登校及び不登校傾向の児童生徒数は10名でした。5月から不登校数が上がってきましたのは、授業日で見ますと、4月が15日、5月が21日の合計36日となりますので、5月には不登校の定義となります欠席30日を超える不登校児童生徒が出てくるのが理由となります。
内訳としましては、中学生が10名、小学生はいませんでした。不登校傾向の児童生徒は、小学生が4月の1名から4名増加して5名に、中学生が4月の5名から6名増加して11名となっています。
不登校ではないとしまして、病気や経済的な理由により欠席している児童生徒は小学生が7名、中学生が13名となっています。
中段のグラフをご覧ください。

平成26年から不登校数の経年推移を示しておりますが、平成30年度の現時点では、平成26年度と増加の様子が同じであるような傾向が見られます。今後、26年と同じような数字になっていくのではないかと推測いたしました。

ただ、4月の報告の際に、大きな地震が発生した年は不登校生が増加していたことをお話しさせていただきましたが、今年は6月18日に大阪北部地震が発生しておりますので、地震との関連性が起き、不登校が増えるかどうか予想が立てにくく、状況の変化が気になるところです。

下段のグラフをごらんください。

不登校、不登校傾向の児童生徒と関係機関との連携状況を示しておりますが、どこともつながっていない場合、学校支援コーディネーターや学校教育指導員等と相談をしまして、委員会から学校へは、どの機関とつなぐように紹介していくかをまとめたものです。

例えば、小6の女兒は、保護者が関係機関との連携を拒否されているため、子どもだけでも適応教室につなぐように対応ができるのではないかというものです。対応巡回と示している中1の男子は、特性や障がいを見立てるため、県立支援学校から先生を招いて巡回相談で児童生徒の様子を見ていただき、合理的配慮ができる学校の支援体制をつくるように助言をいただいたり、支援学級への入級を視野に対応していくというものです。障がいを持っている事の認知がされずに適切な対応を受けていない場合は、他の人とのトラブルや関係づくりができずに、2次被害を受けることがあります。

「学校に行きたくない」というきっかけをつくらないことから、連携の必要性を、研修会などの様々な機会を通じて訴えていきたいと思えます。

報告資料の2ページをお開きください。

5月のいじめの報告は、小・中学校とも報告はあっておりません。先月までにいじめの報告を受けました小学生1名と中学生1名については、いじめが解決したとしても3ヶ月間は様子を見てほしいとお伝えし、解決したという判断をするための期間を設けました。

下段のグラフをご覧ください。

適応指導教室と心の教室、菊池市スクールソーシャルワーカー、学校支援コーディネーターのいじめ報告をまとめたところ、適応指導教室に3件、心の相談室に5件の友達とのトラブル・いじめ相談がありました。友人間のトラブルから、いじめに発展しなかったケースもあり、子どもの相談があったことは、問題の早期発見・早期解決の視点で考えますと、大変意義あることでした。

5月は運動会、体育大会もあり、子どもたちの交流が盛んになっていた時期であったと考えますと、行事を通してクラスがまとまったり、行事を通して友達関係が良好になると以前からよく言われていましたので、行事を通して学級が協力できる関係ができ始めたことや、人の為に役立つことの喜びを知るといった理由があったのではないかということが、この相談件数の減少には理由として考えられたところでした。

続きまして、資料の3ページの適応指導教室利用状況をご覧ください。

5月の適応指導教室の相談状況の特徴としまして、地区によって相談件数が増加しているということです。相談件数が前の月より減ったところの適応指導教室が担当する小・中学校は、児童生徒が落ち着き始めたと見て取れます。また、相談内容もいろんな内容が同じ様に寄せられているという特徴が見られます。

逆に、先月より増加した教室は、担当する小・中学校が落ち着いていないのではと、様子が気になるところです。特に特徴的なのが、一つの相談内容が40件以上というように、この教室は「生活リズム・生活の乱れについて」、この教室は「学習・進路について」というように、特定の内容に数多くの相談が寄せられているということです。

また、全体的に見ますと、4教室の相談件数の総数は、前の月より14件増えているということと、教職員の相談も先月と同様にあるということは注目すべき点となります。

一番下のグラフは、適応指導教室に通級願いが提出されている児童生徒を示しておりますが、6月12日現在は12名の通級者がいましたが、本日までに3名増えて、15名となっております。

7月4日に、第1回適応指導教室交流会を、こちらの隣の生涯学習センターで開催を予定しております。交流会を通して、学ぶ喜びと人との交わりの楽しさを体験してもらえるように、退職校長先生の隅倉雄一先生を講師としてお招きし、「わくわくドキドキおもしろ科学実験」を行いたいと思っております。

資料の4ページをお開きください。

心の教室と菊池市スクールソーシャルワーカー、学校支援コーディネーターの相談利用状況を載せております。

心の教育相談件数は、5つの教室の相談件数としては、先月の75件より35件増えまして、110件ありました。

こちらは差し替えのプリントになりますので、そちらを見ていただければと思います。

相談件数から見ますと、適応指導教室の担当校で相談が多かった学校と重なります。生徒からの相談件数が多いことは注意をして対応するところとなりますが、保護者からの相談があっている場合は、さらに深刻な状況ではないかと心配している部分でもあります。

心の教室相談員は、悩みを解決するという立場ではなく、悩みを共有することで安心させるのが大きな目的の一つです。そこで、相談員の先生には、聞き役としての役割を遂行するように連絡会で再確認をしていきたいと思っております。

ページ下のグラフをご覧ください。

菊池市スクールソーシャルワーカーへの対応・相談件数は12件あり、生活リズム・生活の乱れの相談が主に寄せられていました。

学校支援コーディネーターには、50件の相談が学校や子育て支援課も含めて寄せられています。コーディネーターへの連絡を学校では教頭先生が窓口となって早めにされた場合は、関係機関とのつながりがきちんとできたケースがありました。

これから、スクールソーシャルワーカーとコーディネーターへの相談は、夏休みに向かって勉強でのつまづきや、中学校では中体連大会後の3年生が抜けての新体制に移行する際に増えていくのではないかと思います。

続きまして、資料の5ページをお開きください。

こちらには、本年度の不登校対策としまして、6月8日に研修会を実施した写真を載せております。研修会では、校長先生と校内の不登校担当職員へ関係機関との連携を積極的に行っていただきたく、「SSWの役割について」という演題で講話を行いました。

また、7月4日には、先ほど述べましたが、適応指導教室交流会を予定しています。

さらに、今年度は、チーム菊池として不登校の児童生徒に対応できますように、教師の力量を高める研修会の充実を図っていきたくと取り組んでまいりたいと思います。

報告は以上になります。

松岡委員長 それでは、皆さん、ご質問ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 ないようですので、ありがとうございました。

それでは、次にまいりたいと思います。

「NRT学力検査結果概要分析と本年度菊池市の学力向上対策について」を上田指導主事、お願いいたします。

上田指導主事 それでは私のほうからは、NRT学力検査結果概要分析及び菊池市のこれからの学力向上対策について、ご報告のほうさせていただきたいと思います。着座のまま失礼いたします。

それでは6ページのほうをご覧くださいと思います。

今回のNRT検査結果の概要全体表をこちらにまとめさせていただきました。

まず、小学校におきましては、学年表示は現学年の表示となっております。ただ、受検時期は年度末、2月に実施をされておることになります。

それと、中学校におきましては、2年生と3年生におきましては、前学年、2月に実施をしましたが、1年生のみ入学式後に行いました検査結果ということとなっております。

なお、塗り潰されたものが、昨年度の子どもたちの検査結果概要と比較した数値比較の中で、向上しているものを全て塗り潰しているということになります。

この中から見ていただいてもおわかりのように、全体としては数値的に微増傾向にありますので、各学校における学力向上取り組みも、成果としては見られてきているのではないかとということが窺えるのではないかと思います。

あわせまして、2番の数値は学力不振出現率と言いまして、5段階区分で1該当という、非常に学力的に厳しい児童生徒の出現率というものをまとめさせていただきました。平成28年度に比べて平成29年度、今回のほうが出現率のほうも下がっておりますので、各学校で個別において学力対応した結果というの、お分かりいただけるのではないかと思います。

以上の点からも、現在、わずかではありますけれども、数値比較から見ましても、今、菊池市の学力向上というのは非常に見られてきていることが、分析としてお分かりいただけるかと思います。

ただ、1点、今回、校長会、教頭会等でもご報告をさせていただきましたけれども、小学校6年生の卒業時に、まず2月に子どもたちがテストを受けます。その後、その6年生を卒業した子どもたちは、また中学1年生の4月に同じような検査を受けております。この比較について、まとめさせていただきました。それが7ページの下表になります。平成30年の中学1年生と平成29年の小学校6年比較ということで、同じ生徒になります。同じ生徒が6年生の卒業時に受けたテスト結果と中学1年の入学時に受けたテスト結果の開きが、非常に厳しいものがありました。これは一体何を意味するかということ、今後分析していく必要があるということで、校長会、教頭会のほうでも報告をさせていただきました。

そこにあります①、②、③は、今の中1、中2、中3の子どもたちが、それぞれ小学校卒業時と中学校入学時に受けたテスト検査結果の開きを見てみたものです。全てにおいてマイナス項目が出ているということになります。

これに関しましては、まず、小学校6年生時に受けるテスト検査につきましては、小学校6年生1年間の学習内容を最後に受検します。そして、その後、中学1年の入学時に受ける検査結果に関しては、小学校4年生から6年生までの3カ年分を総合的に見たテストを受けるということで捉えますと、やはり小学校時代の最終的な定着状況、あるいは卒業前、2月から入学までの約2カ月間、子どもたちは卒業に向けての取り組みが中心になりますので、そこで学力向上という面ではぽっかり穴が空いているのではないかと。この点を考えていくと、現在叫ばれています小中連携という観点から、ここをもう少し重点的に、いわゆる卒業前の時期に、中学校と連携した学力向上の取り組み等をより充実させていくと、ここもさらなる学力的な連携も図れていくのではないかと。このことを、前回の校長会、教頭会で投げさせていただいたところです。

それでは、8ページと9ページをご覧くださいと思います。

以上のような、数値的比較ではありますけれども、さまざまな分析結果とかを踏まえまして、本年度の具体的実践事項につきましては、6点まとめさせていただいております。

詳しい別紙資料につきましては10ページ以降にまとめておりますので、簡単に6点ご説明させていただきたいと思います。

まず1点目、教務・研究・ICTを連動した研修会ということで、いよいよ2年後には新学習指導要領が始まりますので、これから2年間、教育界として

は非常に大きな改革の過程を歩んでいくこととなりますので、まずは教務主任、研究主任、そしてICT主任の先生方に、これから2年間どう変わっていくかという理論的な研修を、まずは深めていくというところを、本年度からの2年間で行っていくこととしております。

それと、当然、担任の先生方の授業力を上げていくというのが最大の課題ではないかと考えておりますので、本年度も授業力向上推進授業のほうを、早速実施させていただいておりますけれども、本年度実施予定者は69名ということで、現在、学習活動指導員の先生方を中心に、各学校を回らせていただいております。主体的・対話的で深い学びを意識した授業改善というところを目指して、現在進めているところです。

3点目です。主体的・対話的で深い学びを意識した授業スタイルを、各学校で確立していかなければならないということもありますので、これにつきましては、1点目と関連しますが、研究主任をまず理論的に、主体的・対話的で深い学びとは何かということとか、この2年間でどう変わっていくかということ、まず研究主任にしっかりと伝えていく研修会を行いながら、各学校におろしていったいただきたいというふうに考えております。

それと4点目、ICTを効果的に活用した授業改善及び情報活用能力の育成ということで、ICT活用につきましては、非常に充実を迎えてきております。ただ、学校においては、教員の活用の開きというのが一つ大きな課題として挙げられているようです。また、現在のSNS等の盛んな進歩に伴いまして、子どもたちのSNS活用等が非常に成長しておりますので、逆に先生方が取り残されている感が否めません。ですので、そういった意味では、情報活用能力をしっかりと子どもたちに植えつけていくためには、まず先生方の研修会も必要だということで、そういったところも今回のICT推進で計画をしております。

それと5点目は、小中連携による学力取り組みの充実ということで、これまでも十分さまざまな活動・取り組みはしていただいておりますけれども、先ほど述べました、小学校6年生の2月から中学1年生の春休みまでの約2カ月を、小学校と中学校でいかに連携できるかというところを一つ課題として取り上げていけたらというふうに感じております。

そして、最後の6点目です。若手教師の学級経営力向上ということで、やはり若い先生方の学級経営力というのが、これもまた大きなポイントになってくると思いますので、これにつきましても、学校教育活動指導員の先生方を中心に、崩れる前に対応と連絡をとということで、各学校には呼び掛けておりますので、何かあったときには、即、こちらに電話連絡をいただきまして、即対応として各学校に向かいアドバイス等を行うというような取り組みの充実も、現在進めているところです。

このような6点を中心に、今後、学力向上及び学校改革に向けて、またしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

報告は以上になります。

松岡委員長 ありがとうございます。皆さんから質問ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、ないようですので、ただ今のは報告にかえさせていただきます。

それから、次の案件が、委員会で報告が以前あっていましたが、第1号事件というふうに、ここには書いてありますが、菊池市の市営プールの建築工事に絡む案件であります。この案件を、社会体育課から報告をお願いします。

吉田社会体育課長 それでは私のほうから報告をいたします。

資料のほうは16ページと17ページになります。

こちらのほうについては、今、委員長のほうからお話がありましたように、菊池プールの建設工事をしたの後にたいていいろいろな問題についてでありまして、第1号事件というのは、熊本県紛争審査会が取扱った事件ということでの記述になっておりますので、こういった記述になっております。

こちらのほうにつきましては、私のほうから資料に基づきまして説明しますと、平成28年度（仲）第1号事件の仲裁判断の報告についてということで、建設工事の請負契約を巡るトラブルの解決を図るため、建設業法に基づく建設工事紛争審査会がありますが、本市の下記工事において、熊本県建設工事紛争審査会に対し、申請人の美麗・八方建設工事共同企業体から被申請人菊池市への調停が平成28年7月25日に申請がっております。また、仲裁が平成29年1月13日に申立が行われております。

今回、申請に対する仲裁判断が確定したことから、市教育委員会のほうに報告をするものでございます。

なお、審議につきましては、非公開で行われたということもございまして、確定後の報告になったことをご理解をいただきたいというふうに思います。

調停と仲裁の対象となる工事につきましては、こちらのほうに載せているとおりでございます。平成27年度の菊池市営プール建設工事になります。この件に関しましては、簡単に申しますと、申請人が先ほど言いました美麗・八方建設工事共同企業体から、被申請人側菊池市に対し、追加変更工事費用として約4,160万円の支払い請求を求められていたところでございます。

被申請人菊池市としましては、申請人が主張する追加変更工事となるものは存在しないということをご主張してきたところでございます。

今回、先般4月25日に、熊本県の建設工事紛争審査会のほうで仲裁判断が下されましたので、その結果を報告するところでございます。

仲裁判断の結果につきましては、17ページの一番上のほうに載せております。このような結果で、17ページのほうを申し上げますと、仲裁判断につきましては、一般的に裁判で言う判決になります。ということで、仲裁判断、主文、1、申請人等の請求を棄却する、それから2、仲裁手続費用は各自負担とするといった仲裁判断が下されたところでございます。

また、調停と仲裁の経緯につきましては、その下に載せているとおりでございます。まず、調停の審理につきましては、1回だけ行われました。こちらのほうに書いておりますように、両当事者とも歩み寄りが考えられず、話し合いの余地がなく、審議続行は難しいと審査会のほうが判断されまして、1回だけで打ち切られております。

次の段階の仲裁についてでございますが、こちらのほうにつきましては、5回の審議が行われましたが、こちらのほうにつきましても、両当事者とも歩み寄りは考えられないということで、結果的には審査会の判断に委ねたといった状況になったところでございます。

仲裁判断の結果につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。なお、仲裁は裁判所にかわって判断を下すということになりますので、裁判所の確定判決と同じような効力になります。よって、仲裁判断の内容については、裁判では争えないということになります。

以上、簡単ですけど報告とさせていただきます。

松岡委員長 皆さんのご意見を賜りたいというふうに思いますが、当時、私もこの案件の報告があったときに、いろいろ震災の影響とか資材の高騰とかあったとは思いますが、こういふことで結果を見てみますと、何のためにこれを争われたのかなというのはありますが、穏便に解決したということで、ひと安心をしています。

皆さんのご意見、あれば承りたいと思います。特にないでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、この件は報告案件として説明をいただきました。

次に、「学校における働き方改革に向けた取組への御理解と御協力について」を、学校教育課に報告をお願いいたします。

横手教育審議員 報告案件でありながら、事前に各委員の皆様には資料をお渡しできなかったこと、まずはお詫び申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

この案件につきましては、以前から菊池市も教育委員会としまして、働き方改革への提言を受けて、外国語活動の先行実施に伴う夏休みの短縮とか、働き方改革と確実な年休取得のために、12項目ほど、委員の皆様にも資料をお配りして、文部科学省の働き方改革の緊急提言につきましても、資料をお配りして、お知らせ等をしていたところでございます。

そして、その文部科学省というか、働き方改革の緊急提言と菊池市教育委員会の働き方改革への提言がどう一致するかというところの資料を、以前お出ししていたところでございます。

今回は、この別紙の資料が置いてあると思います。済いません、教育委員さん方だけ置いております。申し訳ありません。

1 枚目は、市の通知文でございますが、めくっていただきまして、県の教育長のほうから、改めてまた働き方改革についての通知文が6月1日付できております。これをずっとめくっていただきますと、途中で写して、平成30年6月に県立学校における働き方改革に向けた取り組みへのご理解とご協力についてという文章が、途中にあると思います。

これは、県立学校が、教育委員会だけが主導するんじゃなくて、県のPTA連合会と一緒にあって、この学校の働き方改革に向けた取り組みを行っていきましょうというものでございます。

こういう県教委からの通知と言えるものが来ましたので、菊池市教育委員会としましても、まずは、教育委員会としての方向性と、それをもとに、今日、ご意見等を承りました上で、市のPTAの連絡協議会とも話し合いを持って、連名で保護者の皆様に、一番最後に載せております「学校における働き方改革に向けた取組のご理解とご協力について」、今、(案)とうっておりますが、この文書を発出させていただければと思って、提案しているところでございます。

これまで、教育委員会のほうで市の校長会から提言を受けまして、いろいろ考えてきたところではございますが、途中の真ん中の文章は省かせていただきます。具体的にどういうことをお知らせするかといいますと、夏休みに学校閉庁日を設定しますということで、以前は、8月13日から17日まで1週間、それから年末年始にかかる12月28日と1月4日、これも加えて学校閉庁にしようと考えていたところではございますが、菊池郡市としまして、ほかの市町といろいろ連絡とか協議をしましたところ、現時点では、この8月13日から15日の3日間の学校閉庁、どの町も、大津も菊陽も合志市もというところで、菊池市が飛び抜けて先に入ってしまうと、一つは、閉庁日に出張とかを入れるわけにはいきませんので、県の行事がなかなか入ってこないとかですね。

いろいろと、まだ県の行事の精選とか、学校閉庁日を設けてそこには行事を入れないというのがある程度進んでいかないと、菊池市ばかりが先に閉庁日を増やしても、なかなかうまくいかないということもありまして、このように他菊池郡市で同一步調をとるということで提案させていただくということに、今のところはなっております。

また、部活動の指針の徹底とかも、これは一部分を載せているところでございます。もう少し詳しいものを徹底するようにしていくところです。

3 番目に、留守番電話のことを書いておりますが、これはまだ完全に予算化までは至っておりませんので、補正か次年度の当初の予算でたてていって、学校をきちんと留守番電話ができる状況にしていきたいなと考えているところでございます。

あわせまして4 番目に、きくち防災ナビ・行政ナビ等の活用をお願いをつけ加えさせていただきまして、これをもとに、6月の末に市P連の集まりがありますので、そこでこちらのほうからご説明して、PTA連絡協議会が承知していただきましたら、連名で市内の保護者の皆様に、校長先生を通してこの文書を発出させていただこうかなと思っているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

松岡委員長 ただ今の説明について、皆さんからご意見を求めます。ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、その他の項目の中で、一つは、今、横手審議員から報告がありました中で、今の実態が、携帯電話の動向について少しお話を聞きたいと思いますが、生徒たちがこれから携帯電話というのを、学校側から見た場合に、どのように携帯電話の活用を考えておられるのか、現状とこれからについて、もし考えがあればお聞かせください。

横手教育審議員 現状につきましては、携帯電話につきましては、保護者がどうしても、家庭の状況により、登下校で非常に心配な場面があるという場合に、校長の許可を得て携帯を学校に持ってくる場合も見られます。

しかしながら、学校の中で発信したりとか着信を受けたりとかいうことはできないというような取り組みが、どの中学校・小学校でも行われていると思います。この防災メール関係、子どもが学校にいる間は、当然、学校のほうにも素早く情報はまいますので、そこは安心かなと思いますけれども、保護者の中には、きくち防災ナビとか行政ナビの活用がまだ不十分なのではないかなというのが1点と、それから学校が緊急連絡網で、メールの一斉配信をそれぞれの学校でされているんですけども、これが100%になかなかならないというか、現実問題として、よくて80%ぐらいで、ちょっとすればできると思うんですけども、なかなかそこが進んでいないという状況がありまして、このことを追加させていただいた次第でございます。

登下校中にもし何かあった場合にどうするかということにつきましては、非常に難しい問題で、携帯を持たせたことで対応ができるかということころは、持たされる家庭とそうでない家庭といろいろあると思いますし、基本的には、日ごろの登下校の、例えば地震に対する対応はどうするかとか、声かけ事案のときにはどうするか、「いかのおすし」できちんとして行うとか、ちょっと高いブロック塀のところはあまりそちら側を歩かないとか、そういった対応で、現在のところは進めていきたいと考えております。もっといいアイデアが出たら、いろいろまた委員会で協議して進めていきたいとは思っております。

以上でございます。

松岡委員長 ありがとうございます。皆さんからほかに。
森職務代理者

森職務代理者 部活動の先生たちは働き方の中で非常に負担だったんですけども、今回、菊池市は小学校は結構部活動のほうに移行になっているので、その点は、学校の先生方はいかがなんでしょうか。時間として。

横手教育審議員 小学校の先生方における部活動の社会体育移行が進んでいるところは、かなり時間の削減、夕方の2時間とかは完全に授業の準備ができますし、家庭訪問をしたりとか、そういったところは大きくプラスになっていると思いますし、土日、練習試合に行ったりとか、そういうところはかなりよくなってきていると思いますが、やはり総量が。

大体、部活を上手にこなせる先生方は、ふだんの仕事や授業もお上手であり、なおかつ仕事の進め方が早いんです。これはもう、私たちの経験ですね。大体、学級経営が上手な人が部活動経営も上手なんですよね。ということは、結局、相対的には減りはしたけれども、半分になったとかそういったところまでは全然行ってないです。

森職務代理者 その後は、先生たちは少しゆとりが。うちもすぐ近くに旭志小学校がありますから、時間外で、夜もおそくまで、部活動がなくなったのに、やっぱりそれぐらいじゃないんだなって、先生たち、仕事が多いんだなというのは節に感じています。

松岡委員長 少し進めてまいりたいと思います。
江藤委員。

江藤委員 7月からのご質問なんですけど、教育委員長がおられなくなるということになりますので、教育委員会の会議の方法といたしますか、組織的なものといたしますか、そういうのが分かっておれば、ちょっと教えていただければと。

事務局 後で資料を使って説明させていただきたいと思います。

江藤委員 説明あるんですか。すみません。

松岡委員長 よろしいですか。

委員一同 なし

松岡委員長 ありがとうございます。報告案件はこれで終わらせていただきます。
次に、その他の項目に入ります。事務局からの報告があればお願いします。
ありませんか。

事務局 なし

松岡委員長 それでは、これで今日の委員会は閉会とさせていただきますよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

松岡委員長 それでは、今日の委員会をこれで閉会といたします。

(音源終了)